

# 新たな販路開拓のチャンスです！

## 令和8年度稲沢市中小企業 販路開拓支援補助金のご案内

需要獲得！  
売上拡大！

中小企業の発展・事業継続を支援するため、市場開拓や販路拡大を図り事業提携先の開拓や受発注の機会の確保を目指して自社の製品・技術を紹介する展示会・見本市等に出展した場合、その費用の一部を補助します。

### □対象事業者

稲沢市内に事業所を有する中小企業で、以下の全てに該当する方

- ① 稲沢市に法人等の届け出のある中小法人、小規模事業者、個人事業主
- ② 令和7年12月31日以前から事業を営んでおり、市税の未納がない方
- ③ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

### □対象事業

対象事業者が販路拡大のために展示会・見本市等へ出展する事業とします。ただし以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① その場で小売することを主な目的としたもの
- ② 広く一般に公開されていないもの
- ③ 出展社数が50社未満の小規模なもの
- ④ 稲沢市の主催または共催により開催されるもの
- ⑤ 国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金の交付を受けるもの
- ⑥ その他市長が不相当と認めるもの

### □対象経費

販路拡大のための展示会・見本市等に出展する場合の小間料

(メッセナゴヤの小間料の割引を受ける場合等は、市補助金の対象です。)

※オンライン展示会の場合は出展料とします。

### □補助金額

補助対象経費×1/2 (1事業者あたり上限20万円/年)

※1,000円未満切り捨て

### □申請受付期間

※新規申請の方を優先するため、以下のとおり受付期間を分けています。

【優先受付期間】 前年度に利用実績のない方

令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)

【通常受付期間】 全ての方(前年度に利用実績のある方を含む)

令和8年5月1日(金)～令和9年2月26日(金)

※5月1日(金)以降は予算残額内で申請を受け付けます。

※令和8年4月1日(水)～令和9年2月28日(日)に出展した展示会・見本市等に限る。



## □申請から交付の流れ

### 【申請時】

#### ① 交付申請書の提出

出展する展示会等の出展前、または開催後30日以内に、稲沢市中小企業販路開拓支援補助金交付申請書及び下記書類を添えて市役所商工観光課へ提出してください。

- ・事業計画書(事後申請の場合は省略可)
  - ・展示会・見本市等の開催案内等出展料が確認できる書類の写し(パンフレット等)
  - ・<法人>直近の決算書の写し(貸借対照表・損益計算書)
  - ・<個人事業主>直近の確定申告書の写し
- ※事前申請、事後申請のどちらも受け付けますが、交付申請書の受付順で交付を決定します。

#### ② 稲沢市から申請者宛に交付決定通知書を送付します。

### 【出展後】

#### ③ 補助事業完了報告書の提出

出展した展示会等の開催後30日以内に補助事業完了報告書及び下記書類を添えて市役所商工観光課へ提出して下さい。

- ・補助金等交付請求書
- ・実施報告書
- ・出展小間の写真(オンライン展示会等の場合は、事業所および出展内容がわかるページの写し)
- ・出展したことが確認できる会場案内図等(オンライン展示会等の場合は出展者が一覧となっているページの写し)
- ・小間料または出展料の支払等を証明する書類の写し

#### ④ 確定手続き後、補助金をお支払い。

## □申請方法

稲沢市役所 商工観光課へメール・郵送・持参のいずれか  
※様式などの詳細は市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

## □問い合わせ先

稲沢市役所 商工観光課 中小企業グループ  
〒492-8269 稲沢市稲府町1番地  
メール:chusho@city.inazawa.aichi.jp  
電話:(0587)32-1395(ダイヤルイン) FAX:(0587)32-1240